○東北地方整備局告示第二百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間
四十五号	岩手県下閉伊郡田野畑村字沼袋五一番一から同村字沼袋四八番三まで

供用開始の期日　平成二十五年十一月八日

○東北地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新庄市十日町字柳原一四八五番三から同市十日町字柳原一五三二番一まで	前	二〇・一〇～二四・一一メートル	〇・三二〇キロメートル
	後	二〇・一〇～三三・八〇メートル	〇・三二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形市蔵王松ヶ丘一丁目二番一九から同市蔵王松ヶ丘一丁目二番二七まで	前	二三・五九～五六・九三メートル	〇・四二〇キロメートル
	後	二三・五九～五六・九三メートル	〇・四二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神奈川県足柄上郡山北町山北字萩原台二九六〇番一地内から同町山北字古屋敷八〇七番六まで	前	二五・〇五～三五・七五メートル	〇・〇四三キロメートル
	後	二五・〇五～三五・七五メートル	〇・〇四三キロメートル
神奈川県足柄上郡山北町平山字古屋敷八〇七番六から同町山北字古屋敷八〇五番五まで	前	二七・七三～三八・八二メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	三一・五〇～七〇・一八メートル	〇・一〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十一月八日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号　近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人大阪住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	松尾十志宏、土井　誠也
変更後	宮脇　正弘、伊藤真理子

(2)　変更年月日　平成二十五年十月十五日

○中国地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山市南区妹尾字廻石三一三二番一から同市南区妹尾字小田村二九一九番二まで	前	三六・〇〇～五三・〇〇メートル	〇・〇八一キロメートル
	後	二八・〇〇～三八・〇〇メートル	〇・〇八一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○北海道開発局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月八日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　岩内都市計画道路事業三・四・三号停車場通

三　事業施行期間　自平成二十三年六月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年度北海道開発局告示第六十六号の事業地のうち北海道岩内郡岩内町字高台、字栄及び字宮園地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし